

一 般 資 金

～経営力向上関連保証制度～

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている特定事業者（組合含む）で、以下のいずれかの方 （１）中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」を策定し、主務大臣の認定を受けている方 （２）（１）の要件を充足し、且つ資産超過や法人・個人の分離等の特定の要件を満たす方 《特定事業者》 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《組 合》 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等 ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと	
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金 10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可＞ ◆経営力向上計画に従って行われる以下のいずれかの事業資金 融資対象となる方（１）の場合 新事業活動の実施及び事業承継等（事業承継等事前調査含む）に必要な資金	融資対象となる方（２）の場合 事業承継等に必要な資金
融 資 利 率	◆取扱金融機関が定める固定金利	
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※普通保証とは別枠（ただし、保証協会の経営力向上関連保証での利用可能額（別枠）の範囲内）	
担 保 ・ 保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない） なお、融資対象となる方（２）の場合、連帯保証人は不要	
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。